平成27年度第1回大東市総合教育会議 会議録

- 1. 開催日時 平成27年5月18日(月)午前10時30分
- 2. 開催場所 大東市役所 西別館5階第1会議室
- 3. 出席者(5人)
 - ・大東市長 東坂浩一
 - •教育長 亀岡治義
 - •教育委員 小南市雄
 - ·教育委員 花田眞理子
 - ·教育委員 田中佐知子
- 4. 事務方出席者(9人)

説明員

• 学校教育部長兼総括次長兼教育政策室長 品 川	知	寛
--------------------------	---	---

- 学校教育部指導監 松 下 佳 司
- 学校教育部教育政策室課長 藤原成典
- 学校教育部教育政策室課長参事兼教育研究所所長 宮 田 典 子
- 政策推進部総括次長兼戦略室長 東 克 宏
- ・政策推進部戦略室主査 渡邉 達二

事務局

- · 政策推進部長 野田 一 之
- 政策推進部企画経営課長 野村政弘
- 政策推進部企画経営課 宮本歌 奈子

5. 案件

- (1) 大東市総合教育会議運営要綱(案)について
- (2) 大東市総合教育会議傍聴要綱(案)について
- (3) 大東市教育大綱の概要について
- (4) 今後のスケジュールについて
- 6. 配布資料
 - ・次第
 - ・資料1 大東市総合教育会議について
 - ・資料2 大東市総合教育会議運営要綱(案)について
 - ・ 資料 3 大東市総合教育会議傍聴要綱 (案) について

- ・資料4 大東市教育大綱の概要について
- ・資料5 今後のスケジュールについて

7.その他

傍聴希望者無

8. 発言要旨(協議または調整が行われた事項およびその内容)

事務局

それでは、定刻になりましたので、これより第1回 大東市総合教育会議を開会 いたします。

本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第1条の4第1項」の規定に基づき本市の教育に資するため設置するものでございます。また、この会議は、市長と教育委員会が十分な意思の疎通を図り、本市の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、連携して本市の教育行政に取り組むために開催するものでございます。それでは開催に当たりまして、東坂市長からご挨拶申し上げます。

東坂市長

みなさん、おはようございます。市長の東坂でございます。昨日、いわゆる大阪 都構想の住民投票がございました。この住民投票は7割近い投票率をもって、非常 に拮抗した投票結果となりました。

本日開催いたします第1回の総合教育会議におきましても、本来は多くの傍聴者にお集まりをいただき、これからの大東市の教育方針について、多くの市民の思いをお受けし、また市民に我々のスタンスをお伝えする場となるべきと考えております。

本日第1回の議論が、そういった機運を高め、また育てていけるよう、私として は心して取り組んでいきたいという決意のもと、本日を迎えております。

そして、第1回の総合教育会議を開催するにあたりまして、委員各位にはご多用の中、この場にご出席を賜りましたことを、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

市長部局では地方創生の動きを鑑み、他市に先駆け、また他市より進んだ、大東市の活性化に向けての案を創出し実践をしていく、いわゆるこれを「大東スタイル」と銘を打って、理念を掲げているところでございます。大東でしか味わえない、大東唯一の付加価値の高い暮らし方を、図っていかなければなりません。その中でも、優先順位の非常に高いところにありますのが「教育」であろうと感じているところでございます。本日のご参加の皆さま方におかれましては、よりよい教育環境の実現のために、この会議が実りあるものになるように、最後までご協力をお願い申し上げます。

事務局

市長、ありがとうございました。続きまして、亀岡教育長、挨拶をお願いします。

亀岡教育長

おはようございます。本日、第1回目の総合教育会議ということでございます。本市では東坂市長着任後、市長部局と教育委員会が、一つになって教育行政を進めるために、「教育連絡会」を発足させ、鋭意進めてまいりました。また、市長と教育委員の皆さまとの懇談をとおして、教育に関する情報や方向性の共有を、先んじて進めてきたところでございます。

このたび法律改正があって、総合教育会議なる会議が発足したわけですけれど

も、この改正で、より市長・教育長・教育委員の役割が明確化したところでございます。今までは、任意の懇談であり、会議の議事録の公表もしておりませんでしたが、今回は公の場で議論するというものでございます。この会議の議論が、本市の教育行政の将来を定めることと考えます。市長と教育委員会がしっかりと調整をしていくという決意を新たにして、いきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

教育長ありがとうございました。

では本日は会議の1回目でございますので、他の委員の皆さまにも自己紹介を兼ねて、簡単に一言ずつあいさつをお願いいたしたいと思います。

各教育委員

【各委員のあいさつ】

事務局

委員の皆さま、ありがとうございました。

【出席説明員および事務局 自己紹介】

【次第および資料1~5の確認】

では進めてまいります。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第1条の4第9項」に、本会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めるとございます。具体的には、後ほど議題となっている運営要綱の制定をもって、市長が議長となる予定でございます。 今からの進行につきましても、市長にお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なし】

了承いただけましたので、市長、進行をよろしくお願いをいたします。

東坂市長

では、本日は1回目の会議ということですので、総合教育会議の法的根拠、位置づけ、構成員など、会議の概要について、事務局よりご説明させていただきます。

事務局

【 次第5 『資料1大東市総合教育会議』 説明 】

東坂市長

事務局より本会議の概要についての説明がありました。こちらについて何かご質問はございますか。

では、私から、質問をさせていただきます。資料1の所管事項の中に「緊急時に 講ずべき措置についての協議」というものがございますが、これはどのようなケースを想定していますか。

事務局

災害の発生時、校舎の倒壊などの被害が生じており、防災部局との連携が必要な場合、避難先での児童生徒が授業をうける体制を構築する場合などが想定されます。また、いじめ発生で、児童生徒等の自殺等が発生した場合など重大事故が発生した際にも該当するものと考えております。

小南委員

市の災害対策本部と総合教育会議との関連性は、どのようになっておりますか。

事務局

災害が発生した場合、市の危機管理室を中心としまして、緊急体制が構築される こととなっており、児童生徒の生命または身体の被害や、校舎の倒壊などの緊急の 場合も当然ながら、同室と連携を行ってまいります。

また災害時に児童生徒が避難先で授業を受ける場合や、生活支援体制を緊急に構築する場合も各担当部局との連携が考えられます。

小南委員

緊急時、市の災害対策本部と総合教育会議とでは設置するまでに時間差が生じますが、それは承知の上でよろしいでしょうか。

事務局

市には防災ガイドというものがございます。このガイドでは緊急時には、市長および教育長が市の防災本部付けになると位置づけられております。緊急時に開催する総合教育会議でも、基本的には、この場におられる委員の皆さまが構成員となるのですが、この会議を招集できないような非常に緊急の場合は、防災本部付けの市長および教育長が、本会議の構成員という位置づけで議論をし、決定するというイメージになります。

東坂市長

委員の皆さま、ご理解いただけたでしょうか。では次に進んでまいります。具体 的な議事に入ってまいります。4つ議事がございます。

最初の

議題の1「大東市総合教育会議運営要綱(案)について」、

議題の2「大東市総合教育会議傍聴要綱(案)について」、

議事を進めてまいります。

この2つの要綱は本会議を進めていくための運営方法について、定めたものでございます。この2つの議題について、事務局から説明をお願いします。

『資料3大東市総合教育会議傍聴要綱(案)』

説明】

事務局

【 次第6 『資料2大東市総合教育会議運営要綱(案)』

東坂市長

ただいま事務局から、説明がございました。 1 点目は会議の運営要綱(案)、 2 点目は会議の傍聴要綱(案)です。この案につきまして、質問等はございませんか。 花田委員どうぞ。

花田委員

傍聴要綱(案)に「定員」とありますが、定員人数はどこかに記載されておりますでしょうか。また、本会議には、なるべく多くの市民の方に来ていただくべきだと思います。会議の開催日時や、傍聴ができることは、市民の方にどのような方法でお示しするのでしょうか。

事務局

定員につきましては、傍聴要綱第3条に定員は若干名と規定しております。開催場所が毎回同じ会議室であれば、人数を規定できますが、今後開催にあたっては、様々な会議室が会場になると想定されますので、このような規定になっております。また開催につきましては、今回は時間的な余裕がございませんでしたので、ホームページのみの広報となりましたが、次回以降はもう少し早く日程を調整し、市の広報誌やホームページ等で傍聴希望者を募る予定でございます。

東坂市長

まずは、総合教育会議そのものの周知を図っていただき、そして、会議の開催頻度や内容について、またそれが傍聴可能であることについて、市民への周知を徹底していただくよう、お願いします。

では、この議案につきまして、了承いただくことにご異議はございませんでしょうか。

【異議なし】

東坂市長

ありがとうございます。それではこの内容で法制事務手続きに従い、決定し、要綱が公布されましたら、委員の皆さまには改めてお示しいたします。

続きまして、議題の3「大東市教育大綱の概要について」、議題の4「今後のスケジュールについて」、議事を進めてまいります。

先ほども事務局より説明がありましたが、この会議の所管事務として「教育に関する総合的な施策の大綱策定に関する協議」とございます。本市でも、この会議での議論を踏まえ、安全・安心な学校づくり、社会教育・生涯学習を含めた「教育大綱」をまとめてまいります。

教育委員会の皆さまのご意見を賜りまして、今後の素案づくりにつなげてまいり たいと考えておりますので、よろしくお願いします。

では議題3、4について事務局より、説明をお願いします。

事務局

【 次第6 『資料4大東市教育大綱の概要について』 『資料5今後のスケジュールについて』 説明】

東坂市長

大東市教育大綱の概要、策定スケジュール、それから現在大東市が抱える教育の 現状報告と課題について、ご説明をさせていただきました。

教育大綱につきましては、国の「教育振興基本計画」を参酌することとされておりますが、どのような内容をどこまで定めるかは法律で明確になっておりません。 ぜひ委員の皆さまの様々なご意見を賜りたいと思いますので、活発な意見交換をお願いします。

田中委員

教育大綱は、学校教育の児童生徒を対象にしたものですか。それとも生涯教育を 含めた、もっと幅広い対象を考えているのでしょうか。本会議では、どこに焦点を 当てて、議論を進めていけばよいのかを教えていただきたく思います。

事務局

資料4は、大綱のイメージとして、学校教育の分野、社会教育の分野をお示しさせていただいております。大綱は、必ずしも社会教育の分野、福祉連携の分野など、幅広い分野を網羅した形で策定する必要はないというのが国の見解でございます。したがって、地域の実情に応じ各自治体で自由に検討し、最重要課題と思われるものを大綱に盛り込んでいくといった考え方もあろうかと存じます。その点も踏まえまして、議論いただければと思います。

東坂市長

つまり、大綱の策定には自由度があり、本会議の議論次第であるということでご ざいます。

花田委員

では、大綱は長期的なビジョンではなくて、本市の喫緊の課題を大綱にまとめようという理解でよろしいでしょうか。

事務局

大綱の策定の期間については、市長の任期が4年であること、あるいは国の教育振興基本計画の計画期間が5年であることを鑑み、4、5年程度で想定されているということでございます。地域で様々な課題があるという事を踏まえながら、大綱を策定することとされております。そのため大綱の内容に喫緊の課題以外も盛り込んでいくということも可能であります。また学校教育の部分に重きをおいた内容の大綱にしても差し支えはないかと考えております。

東坂市長

今のご質問に重ねますと、策定期間4、5年を目途にした大綱を策定するようなイメージの理解でよろしいですね。そのことを踏まえた上で、本市の現状を良くご理解の委員の皆さまに、大綱について、特化すべき箇所、掘り下げるべき箇所について、ご意見等ございましたら、ぜひこの場でご発言お願いします。

亀岡教育長

委員の皆さまもご承知のとおり、本市では喫緊の課題である学力の向上に力点をおき、教育行政を進めているところでございます。大綱の策定には、この喫緊の課題を盛り込むことが必要ではないかと思うところがございます。

東坂市長

亀岡教育長、ありがとうございます。今のご意見に対してどうでしょうか。

花田委員

大綱の策定期間を4年ないし5年にするということでしたら、今、亀岡教育長が おっしゃられたように、本市の喫緊の課題に特化して大綱を作ってもよいのではな いかと思います。

私は教育委員会定例会の中で感じてきたことがあるのですが、大東市には各学校で、補充的な学習サポートや、学び合いなど、「取りこぼしのないような丁寧な取組み」が、たくさん実施されています。しかしその結果、学力が真ん中ぐらいの子や上位の子が取り残されているのではないかとも感じております。そのため、様々な取組みがあるにも関わらず、学力テストの結果が伴わないのではないかという印象を少し持っております。

また、事務局の先ほど説明から、中学生で様々な問題が顕在化してくることや、 家庭学習、生活習慣にも課題があるというところが見えてまいりました。子どもは 家庭で育つ部分もあり、学校の取組だけではカバーしきれない部分もありますの で、そこにも少し踏み込んで大綱を策定してもよいのではないでしょうか。大東市 の課題に特化した大綱にしてもらえればと思います。

東坂市長

ありがとうございました。花田委員や教育長のご意見も参酌しながら素案を策定 し、中間的なご報告を毎月の教育委員会定例会等でさせていただきながら、委員の 皆さまと方向性の確認をしたいと思います。

小南委員

私は本市の子どもたちに足りないところは読み・書き・計算だと思います。特に 文章を書く力です。読み・書き・計算というアナログの力と「考える力」は必ず直 結しておりますので、子どもたちに書く習慣というのをつけていただきたいと思い ます。そのあたりを研究していただきたいと思います。

東坂市長

ありがとうございました。

改めて申し上げますと、焦点を絞っていく大綱とするならば、まず第1は児童生 徒が安全を約束された環境の中で、安心して学校教育が受けられるような、学校教 育環境づくりでございます。

第2に、学力や体力を含め、頑張れる環境づくり。無理強いではなく、自発的に子どもたちが頑張り、達成に喜びを感じ、改めて努力するという様な巡回が生まれるような環境づくりでございます。

この2点が私にとってフォーカスされた課題になってこようかと思います。この 2点に加えまして、皆さまから頂戴したご意見を加味しながら、素案づくりを進め てまいります。本年中の大綱の策定に向けて、委員の皆さまと意見交換を進めてま いります。大綱の方向性、タイムスケジュール、進め方のイメージなど、ご確認い ただけたでしょうか。

【異議なし】

委員の皆さま、貴重なご意見ありがとうございました。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。今後とも皆さまのご意見を頂戴しながら、本市学校教育の改善と、日本一の教育環境をめざし、思いを一つにして進んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。では進行を事務局にお返しいたします。

事務局

今回、皆さまから頂戴しましたご意見を元に、大綱の素案の作成を進めてまいります。次回以降の本会議でお示しする予定でございますので、よろしくお願いいたします。これを持ちまして会議を閉会いたします。

以 上

平成 27 年 6 月 15 日

大 東 市 長 東坂 浩一

大東市教育委員会 教育長 亀岡 治義